

**令和4年3月第1回 木島平村議会定例会**  
**《第4日目 令和4年3月9日 午前10時00分 開議**

**議長（萩原由一）**

皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員には定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順番については、先に議会運営委員会において決定済みです。

7番 土屋喜久夫 議員。

（「はい、議長。7番。」の声あり）

（7番 土屋喜久夫 議員 登壇）

**1. 特別豪雪地域木島平村の将来像について**

**7番 土屋喜久夫 議員**

発言を許されましたので、質問をさせていただこうと思っています。

今日の新聞報道にもありましたように、県議会が議員のコロナ感染ということで大変スケジュールに狂いが生じているということを受けますと、やはり、我々の木島平議会もそれなりに他山の石として、また、議員だけではなくて、村民の皆さんも初心に帰って感染症対策しっかりやっただけならばというようなことを感じますし、また、テレビをつけますとロシア、ウクライナの紛争の話がどんどん出ていますし、本日も同僚議員の方から非難をする決議というようなことで上程がありますので、簡潔に通告に基づきまして3点質問をさせていただこうと思っています。

1点目であります。

特別豪雪地域の木島平村の将来像というようなことで通告をしてあります。

10年ぶりの豪雪対策本部が設置をされました。この降雪期、このシーズンであります。気象庁飯山観測所調べて、1日当たりの降雪量が50cmを超える集中豪雪が4日間ありました。平成24年の10年前であります。豪雪よりもそれ以前の平成17年18年にかけて18年豪雪に性質が極めて似ているような気がしています。

当時18豪雪であります。長野県からの要請で災害救助法の申請、自衛隊の派遣、姉妹市の東京調布市からの職員派遣を含む支援などがありまして、役場職員も高齢者をはじめとする弱者世帯の除雪に忙殺をされた、そんな記憶があるわけであります。

やはり、どうしてもこの降雪期、多くの村民が気弱になります。その中で当時、職員は良くやってくれるというようなことで、村民から感謝の声が届いたのを記憶にとどめているところであります。

当時の県政を顧みますと、なかなかコンクリートから人へというようなイメージの中で、建設関係の事業者が激減をしてしまっています。除雪ばかりではなくて、有事の際のインフラ普及に大変懸念が残ってしまっている現実でもあります。

このシーズンの道路除雪につきましては、朝方の集中降雪等で出遅れ等が指摘をされているわけですが、この降雪期こそ除雪体制のなかった時代、隣の家まで道踏みをした時代、古い話だと言われるかもしれませんが、お互いに思いやる互助の精神を思い出す機会、言い伝える機会になれば、豪雪地の生活をより良いものを感じられるのではないかと考えるわけであります。

対策本部からの屋根雪の落下防止、片付けを促進する広報が音声告知放送で流れ、雪の自然落下屋根に補助金を出してきた村の施策との整合性、また、集落内道路は拡幅改良工事で事業費をいかに少なくするかというようなことの中で、家屋移転を最小限にして、軒先ぎりぎりに村民から大事な用地を提供を受けて、多くの世帯が緊急自動車等の交通を可能にした道路行政、これとの兼ね合い等どう検証されるのか、豪雪対策本部を設置された今期改めて検証されてはいかがかというようなことを考えるわけであります。また、他に対策本部として対応することがないのかどうか、よろしくお願いをしたいと思います。

また、隣近所の高齢世帯が大変増加をしています。7日の日に、最終報告は後になるようですが、早稲田大学のワークショップの中で、やはり、木島平のイメージとして高齢者というキーワードがあちこちに出てくるようなそんな報告があります。隣近所のお宅の入り口、手の出せる部分については、落ちた屋根雪の除雪なんかも手伝いながら、お互い様だからと答えながら、実は自らの次の世代、なかなかこのような支援ができないのではないかなという不安を感じながら、また、もう高齢者のみの世帯からのお互い様のお互いが無理だろうというような、相手からの支援が望むべきもない現実を思い、村の将来、地域の将来を極めて憂いわけであります。

村に残された若い世代、頑張ってくれています。この後継世代がどこまで対応できるのか、集落のあり方、互助の精神論だけではなくて、公的支援のあり方を早めに方向づけすべきではないかなとそんなことを考えるわけであります。

つぎに、救急救命の確保もこの豪雪地の課題でもあります。

集中降雪によりまして緊急自動車、特に救急車の活動が制約されてしまいました。受入れ医療機関の充実が重要となっており、施政方針でも基幹医療機関への支援がうたわれているわけでありませう。最も近い基幹病院の受入れができないことが大変多く、2次医療圏中野以北であります。で対応できれば幸いと言わざるを得ない状況が出現しているわけでありませう。

12月の一般質問でも地域医療の充実を訴えました。実感として救急車到着も、医療機関からの保険証や通院券の提示が求められますが、中野以南の医療機関ではなかなか多くの村民が利用をしていないという現実の中で、不案内の施設で通院券もなく、まして不安が一杯の状況下の心情をどう慮るのか、安心して救急車を要請できる体制を早期に充実すべきと思います。12月にもご質問申し上げます、具体的にどう対応されたのか、お伺いいたします。

## 議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

## 村長（日墓正博）

土屋議員の「豪雪地域の村の将来像」ということでありますが、この冬の豪雪については、議員もご指摘のとおり、多くの村民の皆様が除雪や雪下ろしなどで大変ご苦労されたと思っております。雪下ろしなどで多数事故も発生しております。

村では、雪害救助員派遣対象の世帯の皆様へは、雪下ろしなどの対応してまいりましたが、今後、ご意見をいただきながら、豪雪状況に応じた災害救助員派遣ができるよう公的支援制度の検討を進めるとともに、業者の皆様が対応できない場合に備えて、各地区の関係者の皆様とも相談させていただきながら、地域ごとの支援体制の検討も進めてまいりたいと考えております。

また、村としてはパトロールや緊急対応など可能な範囲で行っております。

豪雪対策本部の状況や救急救命医療の確保についてのご質問については、それぞれ担当課長から答弁をさせます。

### 議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

### 総務課長（丸山寛人）

村長の答弁に補足して「豪雪対策本部の状況について」ご説明いたします。

豪雪時における道路交通の確保及び住民生活の安全並びに被害防止を図ることを目的に、1月14日に豪雪警戒本部を村としては設置をしました。積雪が2mに達しました2月8日に警戒本部を対策本部に切り替えて対策を講じてまいりました。豪雪対策本部の設置は議員ご指摘のとおり平成18年の豪雪以来の設置となりました。

対策の内容は、道路除排雪の強化、弱者世帯への支援、通学路の確保を中心としたもので、このうち積雪による事故防止のため、村内パトロールを行い、危険の恐れがある家屋所有者に直接注意喚起を行うこととしました。また、ふう太ネットでも事故防止のための注意喚起をしておりますが、これらの内容については重要な対策の一つであると考えております。

議員ご指摘のその他の対策については、この冬の豪雪対策本部の取組内容を検証したうえで、今後の対策に活かしてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

### 議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

### 民生課長（山寄真澄）

それでは、村長の答弁に補足しまして3番目の「緊急医療の確保について」答弁申し上げます。

二次医療圏につきましては、健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する区域とされておりまして、木島平村が属する二次医療圏としますと中野市以北の北信地域が圏域となります。北信地域内の救急救命医療の受入れ先となりますと、飯山赤十字病院と北信総合病院となります。

救急救命医療の確保のためには、各病院の救急受入れ体制の整備、具体的には常勤医師の確保を図る必要があると考えます。村では各病院の医師確保のための取組等に対し、関係市町村と連携しながら財政支援を行ってきております。

飯山赤十字病院については、常勤医師の減少により診療科の機能が低下し、診療制限による入院及び外来患者数の減少で医業収益が減少し赤字決算が続いたことから、飯山赤十字病院では平成28年から令和2年までの5年間の経営改善計画を策定し、計画に基づき経営改善を図ってきております。その中で、岳北4市村へ支援を求められ、これまで、経営改善のための取組の推進、医師確保対策の強化、救急医療体制の充実を事業内容とした公的病院運営費補助金で財政支援をしてきています。

平成30年度に救急を中心に医師増員が図られ、令和元年度の病院収支は大幅に改善しましたが、新型コロナウイルス感染症による受診控えにより、国からの新型コロナ関係の交付金により病院全体の総収益は黒字となっておりますが、医業収益については赤字のままであり、経営は安定しておりません。

このような状況から、岳北4市村において令和3年度から更に3年間財政支援を延長し実施しております。

また、北信総合病院については、北信医療圏における唯一の地域周産期母子医療センター及び小児科医を重点的に配置する連携病院として、受入れ病床数の確保、医師・助産師、看護師の確保などその機能を維持するために令和3年度から3年間をめぐとした北信地域6市町村に小布施町、高山村を加えた8市町村による北信総合病院周産期・小児医療事業補助金により財政的支援を行っております。

人口減少が続く北信地域の中で、地域の基幹病院の機能を維持し、住民が安心してしっかりとした医療が受けられるよう、引き続き関係する市町村と連携して支援をしていかなければならないと考えています。

## 議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

## 再質問

### 7番 土屋喜久夫 議員

再質問であります。

弱者世帯の片付けに雪害救助員というような制度があることについては存じ上げているわけがあります。

ただ、現在、高齢の世帯もそれぞれお勤めを退職された皆さん、要するに厚生年金をもらっている皆さんが大半になってきていまして、雪害救助員の派遣条件から外れる皆さんが相当数おいでになります。申し上げます、高齢者が高齢者世帯の面倒を見ていく、隣近所で、というところの部分をどう解決すべきなのか。

1点申し上げます、村も相当数の集落支援員を配置をしているわけでありまして。総務省の通知を見ますと、平成29年度の総務省通知に「集落支援員とは」という通知がありまして、「地域の実情に詳しく集落対策の推進に対してノウハウを知見を有した人材が地方自治体から委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施するもの」というような通知が、これは過疎地域等における集落対策の推進要綱改正についての通知であります。このような記述があるわけでありまして。そういう意味合いでいくと、雪害救助員の手の出せないところはこの制度を活用すべきではないのだろうか、というようなことを若干考えるわけでありまして。

ただ、今までの村の説明は集落支援制度については、財源の確保のために使っているという言い方でありまして。本来の国が意図とする集落を守る、集落を何とか維持させる、地域消滅というような言葉も出たわけである、自治体消滅という言葉も一時期流行ったわけでありまして、それをクリアするために、国はそういう制度をつくってきている。にもかかわらず、なかなかこの辺に対応ができていないというのが現実ではないかなと、これについては通告をしたわけではありませんから、ではあります。やはり、そういう弱者世帯を支援するというような意味合いからも、国が示してくれた制度を活用することについては重要なんではないかなというようなことを感ずるわけでありまして。

この辺についてどのような見解をお持ちかどうか。また1点、課長の方から縷々細かな説明をいただいたわけでありましたが、12月の一般質問で申し上げた答弁と同様のような答弁をいただいております。この3か月間、具体的にどのような対応をされたのかどうか、是非お聞かせいただければと思います。

### 議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

### 総務課長（丸山寛人）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

「弱者世帯への集落支援員、それから集落への補助、それから集落維持のための形の中での集落支援員の制度活用」でございます。

これについては議員ご指摘のとおり、集落支援員そのものが総務省からの要綱に基づいて該当となる場合は適用できますので、今後の中で検討してまいりたいと思います。

その中で今回のような豪雪対策だけにするのか、さらには、その他全体を見ていわゆる集落の見回りを中心にするのか、関係区の状況もございまして、村の対応等もどこまでできるのかも含めて併せて検討したいと思います。

なお、集落支援制度の活用については、様々な業務等で行っております。その中で追加する場合もございまして、さらには、増員かけるということもありますので、また色々なご意見等いただければありがたいというふうに思います。

### 議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

### 民生課長（山寄真澄）

それでは再質問にお答えいたします。

「救急医療につきましては、二次医療圏の中で」ということであります。

まず最初に、こちらで言えば飯山赤十字病院ということになるかと思いますが、飯山赤十字病院の具体的には、ある一部の診療科においては、やっぱり聞いてみますと、医師不足ということがあります。

外来対応に医師1人、入院の病棟に1人となりますと、手術が入っている日につきましては、救急搬送の依頼があっても、断らなければならないということで最初から断ると、断っているという実情があるというふうに聞いております。

その中で、やはり、医師、常勤医師の確保が必要だということでありまして、その辺のところについては、財政支援、更なる財政支援を考えていかなければならないかなと考えております。昨年の12月であります、そのような支援の話につきまして、岳北4市村の課長係長が担当集まりまして検討をいたしました。令和4年度につきましては、先ほど申し上げましたが、コロナの国からの交付金の関係もありまして、飯山赤十字病院につきましては、黒字決算ということになりました

ので、令和5年度に向けて更なる医師確保に対する財政支援の検討について考えていかなければならないということでもあります。

よろしく願いいたします。

## 議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

## 2. 民生委員制度について

### 7番 土屋喜久夫 議員

それでは、次の質問です。

今年11月、民生委員が一斉改選ということでもあります。

経過を申し上げれば、経過というか、この辺についてはそれぞれ十分ご存知だろうと思いますが、民生委員制度そのものについて、なかなか理解しないまま任務についておられたりというようなこともあろうかと思えます。

申し上げます。昭和21年当時の内務省の方面委員という制度がありまして、そこから改称されました民生委員令が交付されて七十有余年の歴史があるわけでもあります。村の位置づけとしましては、福祉委員として村長から委嘱を申し上げて報酬が払えるというような状況でありまして、3年間の任務で村民の福祉向上のためにご尽力いただいているわけでもあります。申し上げたように11月全国一斉の改選となるわけでありまして、この春からそれぞれまた新しい民生委員さん、継続いただける民生委員さん、というようなことでお願いして歩くような状況が出てくるんだろうと思っています。

民生委員の「民生」とは「国民の生活・生計」というものを意味しまして、この改善を担い、低所得者のみならず、児童母子高齢者など幅広い国民の相談に応ずることを任務としております。昭和21年に令が交付されて、22年に「民生委員法」というようなことで交付をされているわけでもあります。このときは、太平洋戦争の戦後の窮乏する子供たちの救済というようなこともありまして、兼ねて児童委員ということになっているわけでもあります。法の制定によりまして、国の委嘱ではありますが、非常勤特別職の地方公務員という立場もあるわけでもあります。

民生委員法第1条に規定をされていますが、「常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に寄与する社会奉仕者」ということでありまして、民生委員については無報酬というような活動でありまして、その費用弁償部分については国から支援をされますが、報酬というのは先ほど申し上げました、村の福祉委員という事例に基づいた報酬をいただいているというような、極めて崇高な任務であるわけでもあります。

「社会奉仕の精神」、「基本的人権の尊重」、「政党政治目的への地位利用の禁止」といった三つの基本姿勢が求められておりますし、活動内容は多岐にわたりまして、介護医療・妊娠子育て・生活等の不安など様々な相談に応じ、必要な援助が受けられるようにサポートのできる専門機関への繋ぎ役というようなこと、また、訪問活動による高齢者や障害者、安否確認や見守り、またこれらを通じた災害時の避難支援体制の構築への協力、福祉制度の周知、要支援者に関する情報の提供等というような協力をいただいているわけでもありますし、行政、それから社協等の会議などの参画、高齢世帯の状況調査の協力、住民が福祉サービス利用、法的な手当の申請等を行う場合に、民生委員が証明をするというようなことも任務となっているわけでもあります。その他、それぞれ学校・保育園等、また、集落も行事参加というようなことで、大変忙しい任務となっているわけでもあります。

そんなところで、地域の繋がりがなかなか希薄化をしているというようなことで、またそれぞれの住民の課題と申しますか、それぞれ環境等も含めて複雑化・多様化しているわけでありまして、なかなか民生委員さん大変であるというようなことでありまして、受け手もなかなか見つからないというようなことがあります。負担軽減が求められているわけでありまして。

また、それぞれ地域、それから民生委員さん自身も含めて、村民との関わりの深さ、それから地域間の民生委員活動に対する認識の格差等課題も多く出ています。国の調査でも民生委員のあて職、民生委員になったら集落の何々だよというようなこういうあて職については極めて負担になるというような意見も多く出ているわけでありまして。

11月改選に当たり、今年度は区長会で候補者の推薦について説明があったというようなことで、地元の区長からもどんなようなというような問合せもあったわけでありまして、従来の候補者推薦委員会の委員数名では、なかなか村内の人材なりを網羅することというのは、非常に情報が少なすぎて難しいというのは、現実の中で、今回の措置、従来も区長さんにお伺いをしたというようなこともありましたけれども、大変喜ばしい内容ではあるわけでありまして、前段申し上げましたような民生委員の任務なり、状況、背景をどこまで周知をされているのか、また、現状民生委員さんへのサポートはどうなっているのか、よろしくお願いをしたいと思っております。

#### **議長（萩原由一）**

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

#### **村長（日碁正博）**

土屋議員の「民生委員制度について」のご質問であります。村に限らず社会は多様化しております。そして村では少子化、高齢化が進む中で、民生委員・児童委員の役割は重要性を増していると思うわけでありまして、かつ、その活動内容は非常に多岐にわたっております。そのため、地域の実情に詳しい区長さんの協力は是非とも必要と考えております。

そんなことで、これからの経過と現状について、担当課長に答弁をさせます。

#### **議長（萩原由一）**

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

#### **民生課長（山寄真澄）**

村長の答弁に補足しまして、お答えいたします。

民生委員・児童委員は、社会関係の希薄化が進む中、住民の福祉向上に欠くことのできない存在であります。民生委員の役割は、過去の名譽職的なものから、現在は寄り添い、見守り、関係機関へつなげるといった地域福祉の増進のための新たな役割が求められています。

ご指摘のとおり、国の調査等でも民生委員・児童委員の負担感としてあて職によるものなどあります。村では、今後も負担軽減について取り組みます。

現在の民生委員・児童委員につきましては令和元年12月1日に厚生労働大臣から委嘱され、昨年12月に3年任期の2年が経過し、委員の任期は1年を切っております。

民生児童委員の改選については、これまでは、村長が委嘱する議会議員、民生委員、社会福祉事業関係者、社会福祉団体代表者、教育関係者、村職員、学識経験者 14 名からなる「民生委員推薦会委員」が主体となり、次期民生委員を選考しておりましたが、選考に当たり、住民のライフスタイルの変化等から推薦委員だけでは候補者となる住民を把握できないなど、選考に支障をきたし始めており、3年前の現在の民生委員の人選に当たり、かなりご苦勞をいただいた地区もありました。

昨年2月の民生委員推薦会において、民生委員・児童委員候補者の推薦方法について協議を行っており、民生委員推薦会では、これまでも前民生委員や各区の区長に相談したり、区に人選をお願いした、そういう経過があることから、近隣市町村では「候補者の選定・候補者の承諾」まで全て区にお願いしておりますが、木島平村では候補者の選定については住民に身近な区をお願いすることとし、候補者の承諾については推薦委員と関係区が連携して候補者からの承諾を得る方法となりました。

候補者の選考については、各区にご支援いただくことになるため、令和2年最終区長会からさきの令和4年初区長会まで、区長会のたびごとに説明とお願いをしてきましたが、盛りだくさんの協議事項のある区長会で限られた時間の中でもあり、また民生委員活動について地区ごとで違いもあることから説明不足もあったかと思えます。この後4月頃、民生委員推薦委員会委員が、南部・中部・北部に分かれ、それぞれ地区担当委員が候補者推薦について、関係区に相談に伺うこととなりますので、推薦委員、各区、そして役場事務局が一緒になって8月に候補者の推薦ができれば良いと考えております。

## 議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

### 3. 業務継続計画（BCP）の強化について

#### 7番 土屋喜久夫 議員

それでは3点目であります。

業務継続計画の強化というようなことでありまして、前段でも申し上げましたように、長野県議会も、今日の信毎の辛辣な書きようでは何をしていたのかというような書き方もありましたけれども、なかなか感染症拡大のもとで、行政の業務継続計画というのが、機能できたのかどうか、極めて木島平の中で人口密度という言い方がいいのかどうかであります。非常に高い場所が、保育園、学校、そして役場本庁舎ではないかなということを考えるわけであります。マスク、手洗い、三密、密閉・密集・密着を回避、予防接種、リモート勤務というようなことが、国からの多くの場面で広報をしているところであります。

心配するのは、役場庁舎、なかなか木島平村過疎地でありますから、家の周りを歩いてみてもなかなか人には行き会うことが少ないものですから、役場に入ると、極めてなんか密集しているのかなってというような印象を覚える村民があろうかと思えます。ただ、それぞれ職員間に仕切りをつけたりしながらの事務をされておりますし、別室に職員を配置するというようないろいろな工夫をされているようであります。

ただ、感染症まん延の中でなんとなく「コロナ慣れ」という印象が、いろんな場面で出くわすことが多くなっています。少し前では商業施設の入口で全ての人がアルコールの手指消毒に手を出していたのが、なかなか素通りをしてしまう人たちが見えるというような、こんな場面が多く見受けられるわけであります。

村の発症もなかなか詳しいことは個人のプライバシーというようなこともあるわけでありますから、ですが、連日のように木島平1人っていうような報道がされる中で、なかなか村内の人の動きも変化をしてきていまして、なかなか外にやたらと出て歩くおめんとこにゃお茶飲みに寄らんねやというような話もいただいております、やはり高齢者がどうしても家に籠ってしまうというような現実も目の当たりにしているわけであります。

そんなことで、業務継続計画、もう数年前に制定をされているわけでありますが、考え方としては、災害時というような考え方で設定をされています。ただ、災害時っていうのは職員が欠けた場合、例えば村長が亡くなった場合は副村長が代行するよというようなことでありますが、そうではなくて、感染症という想定の中の計画はなかなか今までの認識ではなかったんだろなということを感じているわけでありますが、ただ、もう感染症って言いだしてもう2年も経てるわけであります。その中でどのような対応をされているのか、計画というよりも、具体的にどうあったのかどうか、もし庁舎内で発生した場合に、どう対応してどのような業務停止に至らない状況を作り出せるのかどうか。

常に申し上げていることではありますが、係長も課長もいるんだから、職員1人ぐらい欠けたってという言い方をするので私の方から申し上げると、なかなか広範に渡っていて、係長も課長も把握ができていねっていうような答弁をいただいて、おおっとっと思うような場面も多いわけでありますが、やはりこの業務を停止させない対策を早急に実施されるべきと考えるわけであります。

今、現実の問題として、毎日の報道で木島平村1、ゼロではないんです。という現実もあるわけでありますから、その中でいかに対応をされるのか、よろしく願いを、対応されるというよりも、されているのかお願いをしたいと思っております。

また、議会の関係も同様であります。

二元代表制については、過去の一般質問でも申し上げて村長から答弁いただいているわけであります。なかなか内部的な部分で議論が遅れた部分もあるわけでありますが、ただ、議会としても業務継続をどうするのかというようなことで、本議会で議員提案というような形で委員会条例は改正する予定ではあります。

ただ、前段申し上げました県議会の2月定例会、機能不全というような状況になっているのを、もう他山の石というよりも自らの姿というようなことも考えながら進めなければ、新年度予算の編成といたしますか、成立ができないっていうことは許されないことであります。

そんなことを考えると、是非議会も同じようなことで、しっかり業務の継続はしなきゃいけないという決意を含めて、ただ、なかなか地方自治法の中では本会議がリモートではできないというような現実があります。そんなことで、委員会審議については多くの自治体でもリモートでできる委員会条例の改正をしていますので、先ほど申し上げましたように、本議会でそのような方向になっていくんだろなということであります。

ただ、緊急性を第一に考えるということが大変重要でありますから、それぞれもしリモートになった場合の資材、それぞれ議員の私物のタブレットなり、パソコンを利用させていただくような考え方で今進めているわけでありますが、ただ、安定性とか、それから外部からの安全性ということを見ると、やはりハード面の対応が不足をしているのではないかなということを考えるわけであります。極めて緊急性、また、危機対策を優先する方針はどのようなことを考えておられるのか、よろしく申し上げます。

**議長（萩原由一）**

日基村長。

(村長「日基正博」登壇)

### 村長（日基正博）

土屋議員の「業務継続計画の経過について」ということであります。

ご質問の中にもありましたとおり、今、県議会での感染が広がって、2日間委員会審議ができていないと、また、この後もできることはかなり難しい状況と聞いております。そういうことがないように是非進めていきたいと考えております。業務継続や議会の継続は、大変そういう面では重要と考えています。今後もご意見いただきながら体制整備を進めてまいります。

職員とすれば、村の中とすれば、やはり職員間の情報共有等も大事かと思っております。家族で感染者が出た、それは当然であります。たとえ濃厚接触者になっていなくても、その危険性がある職員については、休暇を取ってもらうなど、用心をしながら業務の継続をしているという状況であります。

コロナ禍での行政の業務、そして、また、ハード面での整備等について担当課長に答弁をさせます。

### 議長（萩原由一）

丸山総務課長。

(総務課長「丸山寛人」登壇)

### 総務課長（丸山寛人）

村長の答弁に補足して、ご説明いたします。

まず、「行政の業務継続計画」でございます。

国から感染拡大に備えた市町村の機能維持及び業務継続に関する緊急点検の通知があり、これに基づいて、各業務を感染症発生時に継続する業務と、それ以外の業務に区分するとともに、継続業務に必要な人員の確保を定めた業務継続計画を2月1日に定めたところでございます。この内容については、本来、議員ご指摘の災害を想定したものであったものを、感染症対策をする中での計画に変更したものでございます。

議員ご指摘の「役場庁舎内における対応について」は、先ほど村長が述べたとおりでございますが、事務室の換気、手指消毒の徹底、テーブル・イス等の予防消毒など基本的な対策を徹底させるほか、役場庁舎内の職員数の密度を抑えるため、分散勤務の実施、有給休暇の取得促進、また、昼食時に在庁する職員を最小限にして密を極力抑制しているという状況でございます。

なお、先ほども村長述べましたが、職員が濃厚接触になりにくい環境を作るということで、業務継続のために支援体制を組んでございます。この支援体制については、担当職員が現在の担当職員と接触しないよう、こちらの方からは指示を出しております。また、職員の感染を防止するために飲食等の制限については、各感染レベルに応じて職員の方へ指示をしているところでございます。

2点目の「議会の業務継続の在り方、ハード面の整備方針について」でございますが、感染症対策のため、様々な会議がこれまで集会形式からオンライン会議に変更して開催されております。

議員ご指摘の、議会の諸会議でオンラインを活用する場合、本会議は地方自治法や会議規則、委員会は委員会条例などによる制約がございます。

このうち、委員会については、総務省より新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えないということが示されております。

長野県内でもオンラインを活用して委員会を開会することができるよう委員会条例で定めている議会の事例がございますので、本会議でオンラインを活用した会議の開催が方向づけられれば、これに必要な機器の整備を進めてまいりたいと考えております。

## 議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

## 再質問

### 7番 土屋喜久夫 議員

再質問をお願いします。

それぞれ職員間の濃厚接触等の課題等について職員に徹底をされているという答弁であります。職員のリモート勤務の実態はいかかなものかどうか。どこかの予算で職員のリモートに活用するというような説明があったような気がしているんですが、この辺どう活用されているのか、されてないのか、リモートが必要ないのかどうか、この辺もよろしくお願いをしたいと思います。

また、課長答弁の中で本会議のオンライン活用という言い方があったんですが、本会議は条例じゃなくて、法改正でなければ難しいだろうなという事があるんですが、これは言い間違いなのかなとちょっと思ったんで、ただ、具体的に例えばどのような整備をされるのかどうか、この辺についてもお考えがあればお聞かせいただければと。以上です。

## 議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

## 総務課長（丸山寛人）

それでは、再質問についてお答えします。

まず、「職員のリモートでの業務」でございます。現在、役場のシステム等についてはオンラインでのリモートとして自宅等で業務ができる環境にはございません。

個人情報等もございまして、それぞれセキュリティ等の関係で制約している部分がございます。業務の内容によっては、ファイルそのものを自宅で使うということも可能かと思いますが、現状はそういったシステムに変換をしてございませんので、リモートでの業務については限りなく難しいというふうに考えてございます。

また、県の方では既に、システムを変更してリモートが可能となっているという状況も聞いておりますので、それらを参考に、今後検討してまいりたいと、併せて必要であればそういったシステム変更もすべきというふうに考えてございます。

また、先ほど「本会議でのオンライン」というご指摘をいただきました。これについては私の言い間違いというふうに考えます。いわゆる本村の議会でオンラインを活用した会議の開催が方向づけられればということで、そういったことが議会の中で進めば必要な機器の整備を検討してまいりたいという内容でございます。

よろしく申し上げます。

**議長（萩原由一）**

以上で、土屋喜久夫 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、午前11時05分でお願ひします。

（終了 午前 10時 54分）